

## 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

### 1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 4 条に定める認定認証業務を行う者は、第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、その業務における利用者の真偽の確認が電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）で定める方法により行われるものであること、とされている。

今般の改正は、利用者の真偽の確認の方法について、これまで「主務大臣が認めるもの」としていた真偽の確認のために必要な確認の方法を明示的に示し、利用者の真偽の確認のために必要な確認の方法として、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が別に告示する確認の方法を追加するもの。

### 2 施行期日

公布の日に施行する。